

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

公告第37号(令和7年5月26日)「大久保(7)駐屯地非発用地下燃料タンク等清掃漏洩点検、駐屯地及び深井戸用非発保守点検」の公告の一部を変更する。

記

1. 公告添付の仕様書中、第4項共通事項の(13)について

(13) 保守点検については、電気主任技術者が実施するものとし、資格の免状のコピーを係官に提出すること。

とあるを、

(13) 保守点検については、電気主任技術者もしくは自家用発電設備専門技術者が実施するものとし、資格の免状のコピーを係官に提出すること。

に変更する。